

## 霧島市行政への質問 (五十嵐)

波線の下線は住民コメントです。

### 1. 前田市長に伺います。

(株)キリシマが次のような不適切な対応をされていることを指摘いたしました。

- ・ 鹿児島県から防災施設の早期完成の強い指導を受けていること
- ・ 防災施設の維持管理を適切に行うように指導を受けていること
- ・ 鹿児島県の指導を受けながらそれを履行していないこと
- ・ 協定書を全く守っていないこと
- ・ 隣地開発許可条件に規定された防災施設の先行完成義務を長期にわたって履行していない。
- ・ 条例、規則、通達の勝手な解釈を行っていること
- ・ 鹿児島県に対して虚偽の資料を提出していること
- ・ ゴルフ場の施設全般の建設工程表を鹿児島県に提出しながら、それを実施していないこと。
- ・ 自分勝手な都合で自ら作成した建設工程表の変更を繰り返していること
- ・ 主要防災施設の建設すら先送りし、地元住民の災害防止のお願いに応えないこと

これらの事実に対して確認いただきました。

住民を災害から守る責任を担われる霧島市長としてどのように思われますか？

A：地域住民の安全、災害等から守る立場から当然にして適切な対応があるとするならば、適切に対応をして行きたい、(事業者は)していただきたい、このように率直に考える。

Q：林地開発の許可条件とか、協定書は何のためにあるのか？

A：災害等から地域の暮らし、安全、そういったものをしっかり守ってゆく、そういった考えで結ばれている。

Q：そうですね。色々な企業が進出し協定書を結ぶ、その協定書を守らすのは誰か？

A：お互いではないか、市長と事業者である。

Q：その協定書を業者は守っているか？

A：守っていない点についてあれば、適切に対応してください。

Q：業者は守っていない、業者にちゃんと守りなさいと強く言えないのか？

その態度で私達の生命、財産を守れるのか？

市長は腰が引けている。

現在、県議会で会派を超えて「いかんよね」と議論がされています。霧島市の判断の前に鹿児島県が先んじて「いかんよね」という結論が出されたら霧島市の立場はどうなるか？

霧島市はあてにならない、鹿児島県に訴えないと解決できないということになる。

最近の議事録をぜひ、ご覧ください。12月議会までにしっかりした方策をたてなさいと議員さんは執行部に対して発言されています。皆、住民は事実を述べています。

A：分かりました。市民の皆様の安心安全のための行政努力をするのは当たり前である。住民の指摘があるということ、事業者はせいっぱい真摯な姿勢で適切に、特に対応がまずかった点があれば、適切に対応を最大努力していただきたいことを率直にお願いしたい。

Q：3者視察をしたときの市長の感想を聞きたい。ただ草が生えているというような感じで見てもらったら困る。工事は中断放置している。調整池は濁った水が溜まっている。ポンプで排水したと自慢げに言うがこの水は川に行く、田圃に行く、雨は前日少しふっただけ、調整池の排水、工事を行うときは住民の了解を取って欲しい。

A：一緒に動いて最後に感想を述べた。今後の3者協議、今日の感想を踏まえてそれぞれ指摘をしあって率直に意見交換をして欲しいと言った。特に現場の中で、今まで回っていなか

ったエリアにグランドキャニオンを想像させる場所があった。木佐貫川沿いに相当な雨量であったことを実感した。

Q：住民は資料を揃えているが、これらの資料は鹿児島県、あるいは霧島市から開示いただいたものです。把握願いたい。

A：わかった。

Q：県は霧島市と協議、情報を共有すると発言している。この3者協議の内容は県へも伝達して欲しい。県は霧島市が「鎌田さんが開発協定を守っていない」ことの判断をしていないから動けないと発言している。

2. (株)キリシマがゴルフ場の全ての施設の工程表を鹿児島県に提出していることをご存知でしたか？

A：この9月になってから知った。

Q：工程表が提出されたときに知っていたかという質問である。

A：県との協議の中で工程表の存在を知った。

Q：(株)キリシマからの相談は無かったということか？

A：そうだ。

3. この工程表を変更する林地開発変更届を過去5通提出していることをご存知でしたか？

A：県との協議の中で知った。

4. この林地開発変更届は協定書に記載されている協議事項ですか？

A：開発協定は先ほど話したように土地利用対策要綱・土地利用協議の承認による協定書であって、承認による協定書を履行する一つの個別法として林地開発があるわけで、私どもが今後はその林地開発の個別法の許可申請、あるいは届出等に基づいて計画通り進めていただくというのを、私どもはこの協定にて、今後お願いして行くことになる。

Q：答えになっていない。

A：協定書の中で個別法云々とはうたっていないが、現状に於いて、個別法はいっぱいある。林地開発であったり、森林法であったり、今回の調整池についての、その協定の中身は個別法の林地開発の許可権限、許可の色んなやり取りを守っていただくということで協定書を・

Q：そういう事ではない。協定書には防災施設の変更をするときは協議をしなければならないと書いてある。防災施設の工期変更であるから協議事項では無いかと日本語で質問をしている。個別法がどうのこうのとは言っていない。

A：おっしゃるように協定書を守ってください、・

Q：協議必要事項を協議していない事実はどうなのかという質問です。

A：土地利用対策要綱に基づく協定書を作っているの、例えば私の今の判断は中断しているという状況であったものであるから、例えばその中断の中でいついつまで変更、変更というものを、その土地利用承認の中で出してください。どうですという議論をしていなかったのは事実である。それが必要かどうかはもう一回、再協議をしている。私は今までは中断で変更、変更が林地開発でそういう風に承認がされてきたのかなと思っていた。そういうところの開発協定に伴う承認云々まで議論しなかったのは事実である。

Q：この協定書の根底となる法律が何であるかは書かれていない。住民にはこの協定書を市と鎌田さんが結んだから安心してちょうだいねと言っている。根拠法が何であるかは無関係。協定書の中には施設の改廃、防災施設の改廃については協議事項と書かれている。素直な回答がなぜなされないのか？

A：土地利用承認上の変更という手続きをしていない、中断したという形で、その中で個別法に動いている、そっちの方が許可権限だから、そっちの方で指導している。市民と行政が

土地利用協定の中で指導しなさい、あるいは承認が出ている出していないという議論をこの協定の中ではちょっと読んでいなかった。大元の土地利用承認の変更届は出来ないわけですね？ 土地利用上の承認と林地開発の変更届があるでしょう。市民の立場からすれば協定であるから一緒じゃないかという議論はある。・・

Q：工程表の変更は協議事項ですか？

A：市に対して協定書の中でそういう風に工程をかえるのであれば協議をしていただくというものは・・

Q：協議をしていないということですね？

A：今までの市の考え方としては承認事項の中断ということ

Q：協定書を守らなかった業者は多くない。

5. (株)キリシマは平成17年8月に防災施設の建設について平成18年6月着工、平成18年12月完成の変更届を提出しています。ところが昨年の洪水直後に23年11月着工、24年5月完成とする工事先送りの林地開発変更届出書を提出しました。

さらに4月26日の3者協議の場で住民が調整池の完成時期の提示をお願いしましたが、回答がないまま、その直後の5月19日、25年11月着工、25年5月完成とする工事先送りの林地開発変更届出書を提出しております。住民を危険にさらす理不尽な行為についてどのように思われますか？ 来年は大雨はないのでしょうか？ 来年は台風は来ないのでしょうか？ 再来年の5月まで脅え続けなさいと市長は言われますか？

A：総論として市の最大の責任は災害から市民を守ること、(株)キリシマに最大の努力をしていただくようにこれしかない。

Q：最大の努力で防災施設が出来なかったらどうするのですか？

3者協議時の予定は24年5月完成となっている。ところがこの直後さらに先送りの変更届を出している。来年5月に必死に完成させるという態度であれば、事業者の前向きな態度と思う。ところが住民感覚を逆なでするような、さらに先送りの変更届を霧島市の承諾を得ないまま県に提出されている。県はその内容に対し、承認していません。

A：信義に基づいて変更計画を出されるということであれば、それに基づいたスケジュールを立て、最大の努力をお願いするしかない。

Q：3者協議時の予定は24年5月完成であった。3者協議直後に更に一年延ばす変更を平気で出している、異常ではないか？ おかしくないか？ まともだと思うか？

A：異常か、まともかは言えないが、地域の大きな企業であるのできちっと履行していただきたい。

Q：さらに一年延ばす、25年まで脅え続けなさいということについてはどう思うか？

A：放置できない状況である。

6. 鎌田建設の社長さんは工事完成保証人の役割として「工事をする事業者が完成出来ない場合、保証をする役割である。」と述べられました。(株)キリシマが毎年県に提出している工事進捗状況報告書、及び昨年提出された「主要防災施設の今後の方針」の工事中断の理由について29日の県議会で県当局から資金繰りの問題であるとの答弁がありました。(株)キリシマの資金繰りが困難であれば、工事完成保証人の鎌田建設、またはトープ工業に負担を求めて、防災施設を完成させるべきではありませんか？

A：保証人の立場とはそうあるべきだ。ただ、社会情勢だとか、色んな状況とかある。

Q：社会情勢で我々は脅えねばならないのか？ 社会情勢を元に住民を危険にさらす事を市長は認めないと発言されている。一企業のことで・・

A：一般的なこととして話した。契約に於いては保証人が完成させるなり

Q：我々には待てという見解か？

A：何が何でもということかということ、そうではなく社会情勢、これが・・・

Q：住民は何が何でも作ってもらわねばならない、作らせないといけない。社会情勢が厳しいと作らなくても良いのか？ 先行して作らねばならない、許可条件に定められた事項です。それを履行していない。だから保証人にそれを求めたらどうか、霧島市がすべきこと、何のための協定書か？ 協定書が締結されたからゴルフ場を作ること同意している。霧島市は事業者にとってもらわないと困る。誰を信用したらよいか分からない。私の言うことは理解していただけましたか？

A：分かりました。

Q：そうしていただけるのか？

A：そうすると言いますか、やはり保証人たる立場があるでしょうから、そのような要請はする。

7. (株)キリシマが協定書を履行していない実態は先ほど、明らかになりました。29日の県議会で(株)キリシマが土地利用対策要綱9条の開発協定を履行しない者に該当しないか、開発協定を履行しているか否かを含めて、県と霧島市で協議、情報交換中との答弁を地域政策課長がされました。霧島市としての態度、見解を教えてください。

A：地域政策課と森林整備課と合同で会議を持ちまして、総合的に方針を決めて指導、あるいはお願いをして行かねばならないということであった。そういった形で霧島市も検討、・・・そういった形で進むように。

Q：この会合に参加した霧島市職員は？

A：市からは建設部、農林水産部、霧島支所、県からは地域政策課、森林整備課、振興局から地域振興課、林務水産課

8. 9月29日の県議会で企画部長が「開発協定の当事者である霧島市が事業者に対して開発協定の履行をしていないという認識は持っていない」と答弁されました。このような状況で県が独自に非協力者の判断することは難しいとも発言されました。霧島市は(株)キリシマが協定書を履行しているとの見解ですか？

A：「履行をしていないという認識は持っていない」ということではなく、あくまでも履行しているかどうかの判断基準として調整池の林地開発の中身を・・・言っただけであって。

Q：県・企画部長のこのような言葉がまかり通ってしまって、霧島市は協定書を守っている、鎌田さんは協定書を破っていないと思ってしまう。明快に発言してください。

A：はい

9. 9月29日、30日の県議会では党派を超えてゴルフ場の防災施設の未完成が災害の原因となりうる、早期に防災施設を完成させるよう強い指導をするべきとの議論が交わされています。森林整備課長は今後防災施設の施工が確実に行われるように期限を切って指導すると明言されました。この情報は霧島市と情報を共有するとも発言されています。霧島市の対応は注目されています。よろしいですか？

A：はい

10. 鹿児島県との協議の場で本日の協議内容を鹿児島県にお伝えくださいますようお願いいたします。

A：わかりました。

11. 見解確認書1項で霧島市に土木関係の有資格者が在籍するといわれました。この方は昨年の洪水後の現地視察、昨年11月の住民との現地共同視察、本年4月の3者協議、本年5月の3者合同視察、本日の会議に参加されていますか？

A：土木施工管理技師、測量士は参加していない。市役所内にはこれに順ずる士補とか、色々な資格を持った職員はいる。ここにもいる。土木施工管理技師、測量士はいない。私も士補の資格をもっている。

Q：士補は調整池のぺんぺん草をどう思ったのか

A：測量士補ですよ（笑い）

12. 永水水害について事業者の責任を問えないとの霧島市の見解をおまとめになるときにこの土木関係の有資格の方は関与されましたか？

A：建設部の中に色々在籍しているので総合的に判断した。

Q：「事業者の責任を問えない」との会議に有資格者は参加したのか？

A：結局、私どもが技術的な立場の云々の前の話で、具体的な計算根拠に基づく云々という議論は行ってない。おっしゃったように今回の場合はまれに見る豪雨であって、そういう議論での回答をした。

Q：それが霧島市の判断であって、そこに土木工学の知識が投入された上での判断ですかと問いかけています。事務方が雨量によって判断したのか、それとも土木の専門家が入って判断したのか？

A：当然技術者も入っている。

Q：その方の名前は？ 中途半端な技術者を指しているのではない。

A：当時の126ミリの雨はまれに見る豪雨であった。この情報を細かく砕いて解析して、そこまでの判断をしてどうだったと・・・致していない。

Q：技術者は参加していない？

A（大塚副市長）：事業者に損害補償を求めるのは難しいと判断したのは建設部、大塚副市長で判断し、決済をもらった。

Q：難しいという行政言葉は出来ないということではないですね？ 難しいけれどもやれば出来るかもしれないということですね？

A（大塚副市長）：そうです。

13. 土木関係の有資格の方は調整池の構造、計算式などについて熟知された方ですね？

差し支えなければお名前をお教えてください。鹿児島県の河川課、振興局の河川担当の方とは相談に乗っていただいています。身近に専門知識を持った方おられることは心強いです。

A：100%同じではないが、少しは持っている。県の河川担当の方と同じくらいの云々、底までの知識は無い。今回の問題の解析などはなかなか難しい。

Q：霧島市の専門職員は降雨強度式などについて知識を持っているか？

A：持っている。

Q：市の職員名を教えて欲しい、相談したい。

A：そのような職員がいたら、後ほど連絡する。たくさんいる。

Q：霧島市が判断能力があるか心配している。

A：技師はいる。ただコンサルと議論まで出来るかはわからない。

Q：コンサルと議論できないと、判断能力が無いとコスト高になるのではないか？

A：市には一人では無くたくさんいるので。

解析の考え方や降雨強度式などのチェックはするが果たして経済的にどうだこうだという判断が出来るところまで、もしかしたら市の中で判断できるかは分からない。

14. 霧島市は見解確認書10項で霧島市はB調整池の近くのゴルフ場敷地から市道に崩落した土砂の撤去費用、及びゴルフ場内の道路修復費用として2,396,000円を鎌田建設に支払っています。この費用の算定基準、及び費用支払いの対象となった修復場所を明らかにしてくだ

さい。

A（寺田）：7月3日当時の災害の市道の応急対策費、これを鎌田建設（後日窪田工務店に訂正）に支払った。ただ、支払ったことは事実であるが、支払いの方法として霧島市のやり方として霧島地区では一つの業者が頭になり、協力業者の協力をもらい、作業をしてもらっている。直接鎌田建設に支払ったのではなく、一つの業者を経由して鎌田建設にお金が支払われたということだけは伝達する。

Q：業者名は？

A：市有災の契約業者

Q：業者名は

A：窪田工務店

Q：算定基準は？

A：もって来ていない。集計はしている。9箇所である。

藤ヶ崎トندان線が6箇所、ゴルフ場の南側、手籠川との間、D調整池の下まで。

1,975,690 円

宮下市野々線が3箇所 島津茶園のちょっと手前

420,380 円

宮下市野々線は開発区域内である。

Q：D調整池に至るところは

A：宮下市野々線は島津茶園から要望があった。開発区域内であったが緊急性があったから鎌田さんをお願いしたが、緊急をお願いするということもありまして、そこについては市のほうで費用を負担するというふうになっている。

Q：お金持ちですね？ 払わんでよい金を払って。

A：緊急性があったので、そのような判断をした。

Q：緊急性があった？ それなら霧島市が調整池を作ってくれませんか？ 緊急性がありますよ。

A：調整池は霧島市のものではないので。（失笑）

15. (株)キリシマと旧霧島町が交わした町道に係る覚書には「開発地域内にある町有財産（町道・林道）において発生する災害については、乙の責任において復旧し公益道として利用できるよう管理するものとする。」と定められており、(株)キリシマの責任範囲が決められています。なぜ。ゴルフ場開発地域内の道路修復費用を支払われたのですか？

A：さきほど説明したが、どうしても早くその部分を開通させないといけないという事情があった。(株)キリシマと協議をした。その中で、その部分はどうしても緊急を要するので市の方で費用を負担するということがひとつ。もうひとつは開発区域の中ではあったが、この区域は現道を扱って工事をするとか、市道の形、線形が変わることも無い、現道を全然扱わない区域であるということもあったので、市の方で費用を負担するという判断をした。

Q：それが良いか、悪いかは監査請求を受けてから結論を出すことになるかもしれませんが。緊急性があるから鎌田さん、早くここを復旧させてくださいと言えば、費用を払わないでよいのではないかと？ 緊急性があるから霧島市が金を払うというのは本末転倒ではないかと？ 緊急性があるから鎌田さん早くここを貴方の責任で修復してくださいというのが寺田さんの仕事ではないかと？

A：当時の判断としては相対的に

Q：その判断は正しかったのか？

A：私は判断としては正しかったと考えている。

Q：南田副市長さん、判断は正しかったとおっしゃるが覚書は無視ですよ？ 覚書の存在はご存知ですね？

A(南田副市長)：分かっております。しっかりと見ております。

Q：町道林道を鎌田さんに払い下げている。その代わりに管理をちゃんとやりなさいと

A：払い下げではない、ただ管理を(株)キリシマにやっていただくということだけの覚書である。

Q：町道に関する覚書には「ゴルフ場開発区域内にある町有財産（町道）を、乙に払い下げる。」と記載されている。寺田さんは払い下げていないと発言した。

A（寺田）：開発が終了した時点で新しく付け替えが出来た道路は市に移管する、旧道敷きになった分は払い下げる。現在もその道路は市道として認定してあって、管理は霧島市がすることになっている。それは間違いありません。

Q：覚書は無視しているのか？

A（寺田）：平成4年8月12日の覚書

Q：それ以降の覚書があるのか？

A（寺田）：その市道の管理に関する覚書が平成5年3月に交わしている。基本的な考え方として公益道として利用できるようにするという事。今市道です。

Q：覚書には乙の責任において復旧するとある。

A（寺田）：そこは先に説明した。

Q：この覚書は嘘か？

A（寺田）：嘘ではない、ここはこういう覚書があるが、その当時、7月3日の後・・・

Q：質問はこの覚書は事実かである。

A（寺田）：それはそうだ。

A（鎌田）：町道があって付け替えをしなければいけない、付け替えをした部分についてはそれを市に渡すということ、

Q：災害の場所は鎌田さんに払い下げている。

A（寺田）：違う

Q：どこに書いてあるか？ 払い下げていないというのはどこに書いてあるのか？払わないで良い金を払っている、寺田さんの判断で。

A（寺田）：私の判断でやりました。その当時としては間違っていなかったと思っている。

Q：今は？

A（寺田）：今もそうだ。

Q：急ぐから、霧島市の金を払う、そんな馬鹿なことがあるか、急ぐから早くしなさいと言うのが普通だ。

（ゴルフ場内の町道、林道に着いての覚書は2通あり、一通目は「ゴルフ場開発区域内にある町有財産（町道）を、乙に払い下げる」、2通目は「開発地域内にある町有財産（町道・林道）において発生する災害については、乙の責任において復旧し公益道として利用できるよう管理するものとする。」との内容である）

16. 見解確認書16項、昨年11月16日、防災に関わる視察に無関係であると思われる生活環境部長、農林水産部長が参加され、その案内人として(株)キリシマと異なる会社の方が案内していることに疑問を呈しました。

霧島市は住民の質問の主旨を理解されていません。

住民は生活環境部が環境影響評価調査について現地視察を行うことには異論はありません。

この問いかけの発端は(株)キリシマが本年1月に鹿児島県に提出したゴルフ場の工事進捗状

況報告書の防災に係る事項に生活環境部長、農林水産部長が参加したと記載し報告していることにあります。(株)キリシマはゴルフ場建設を推進する法人です。住民はひとつの敷地にゴルフ場建設と養豚場建設計画が同時進行することはおかしいと問いかけたところ、鹿児島県も霧島市も別法人であるから問題ないと回答されました。次の質問にお答えください。

- ・ゴルフ場の防災施設の視察の案内を別会社である養豚場の社員から受けたのですか？
- ・防災とは無縁な生活環境部長、農林水産部長が視察したのですか？
- ・現地状況を確認することが環境アセスに寄与するのですか？
- ・防災の視察でありながら報告書の表題は「(株)農畜産研究公社 霧島永水地区養豚場建設予定地視察」となっています。何故ですか？

・(株)キリシマが県に提出している工事進捗状況報告書のゴルフ場に係る市町村との協議状況として防災に無関係な部署の視察を記載したのは誤りであったと訂正すれば納得します。

A：環境アセスを所管する部として視察をした。11月16日だけではない。このことをゴルフ場の工事進捗状況報告書にどう使われたかは分からない

Q：(株)キリシマが県への報告書に記載している。防災に無関係な部署を記載している。鎌田さん、どうするのですか？

A（鎌田）：わかりました。

Q：あと、どうするのか

A（鎌田）：訂正する

Q：訂正しないといけませんよね、平野生活環境部長に謝らないといけませんよ。生活環境部長と防災について話をしても何にもならんでしょう。

A（鎌田）：何にもならんということは無い。それぞれの意見がある。

A(南田副市長)：平野さんは環境アセスの担当ではあるが、市の部長として

Q：ならば、なぜ、豚小屋の社員が案内したのか？ 京セウの会社の中をソニーの社員が案内するのと同じだ。

A：鎌田建設の社員である。白石が案内した。

Q：平野さん作成の報告書には案内は秋窪、後藤となっている。いい加減な工事進捗報告を県に出している。それがまかり通っていた。やっていることがおかしいではないか？

A(南田副市長)：訂正すると話がありましたので、ご理解ください。

Q：何を環境部長は調べて、どう活用するのか聞きたい。

A(南田副市長)：生活環境部長は委員会で質疑があるから視察した。

Q：鎌田さん、工事進捗状況報告書を訂正されますか？

A（鎌田）：はい

17. 見解確認書18項（A調整池の現状は図面と比較し、~~図面通りではない~~。設計図どおりではないと思う。）、19項（現地の防災施設には問題はあると思う。は調整池が未完成の状態であるので問題がないとは言えないと考えている。）は行政言葉に変更されました。鹿児島県は設計図どおりの調整池ではない、未完成の調整池は防災上問題があると明快に答えています。霧島市が敢えてこのような表現に変更された理由をお聞かせください。未完成は問題ではないのか？ 前田市長にお伝えください。